

オリンピックアスリート強化支援事業 指定選手選考委員会設置要綱

第1章 総 則

(設置)

第1条 この要綱は、2016年リオ五輪、2020東京五輪開催に向けて、より多くの本県ゆかりの選手を日本代表選手として輩出することを目的に、オリンピックアスリート強化支援事業指定選手について選考を行う選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、対象選手選定に関し必要な事項について意見を聴取する。

(業務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる専門的な事項について検討する。

- (1) オリンピックアスリート強化支援事業における指定選手選考に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な業務に関すること。

第2章 組 織

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、清流の国推進部競技スポーツ課長（以下「課長」という。）が就任を依頼する。

- (1) 大学関係者
- (2) 企業関係者
- (3) 高等学校関係者
- (4) 中学校関係者
- (5) オリンピアン
- (6) その他競技力向上に係る有識者

第3章 会 議

(選手選考委員会)

第4条 委員会は、課長が招集する。

(役員の選出)

第5条 課長は、委員のうちから委員長を指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会の進行をおこなう。

(任期)

第7条 委員長及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、委員会の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(代理)

第8条 選手選考委員会に出席できない委員は、代理人に出席を依頼することができる。

(会期)

第9条 委員会の会期は、目的が達成され、解散することとなる日までとする。

第4章 事務局

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、清流の国推進部競技スポーツ課に置く。

第5章 補則

(委任)

第11条 この要綱のほか、委員会の運営に関する必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。